

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
市川市	少年相談	少年相談 (少年センター)	電話:047-320-3340 月・火・木・金9:00~17:00 水9:00~19:00 住所:市川市鬼高1-1-4 市川市生涯学習センター3階 (メール)youngnet@city.ichikawa.lg.jp	小学校就学時から20歳未満の少年とその保護者	◎	◎	×	直営	複雑化、深刻化する傾向にある相談者の悩みやニーズに対応できるよう、電話やeメールでの相談を受ける。それを面接相談や他の専門機関への紹介など適切につなげ、相談者の悩みを軽減、解消し、心理的負担を軽減する。
	教育相談	教育相談 (教育センター及び行徳相談室)	(教育センター) 電話:047-320-3336 火~土 9:00~17:00 住所:市川市鬼高1-1-4 市川市生涯学習センター3階 (行徳相談室) 電話:047-318-3223 火~土 9:00~17:00 住所:市川市末広1-1-31 行徳支所2階	市内在住の3歳以上の幼児、児童・生徒とその保護者	×	◎	×	直営	・来所相談は電話予約が必要。 ・市内在住の3歳以上の幼児、児童・生徒とその保護者を対象に、子育てをしていく中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等が面接やカウンセリング、心理療法等を行うことで悩みの軽減や解消を図り、幼児・児童・生徒の健全育成を図る。
		ほっとホットと訪問相談 (教育センター)	電話:047-320-3362 火~金 12:30~17:00 住所:市川市鬼高1-1-4 市川市生涯学習センター3階	市内小中学校在籍の児童生徒とその保護者	◎	◎	△	直営	不登校をはじめとする子育て全般の悩みに対して、経験豊かな相談員が電話相談や訪問相談等を行うことで、児童生徒及び保護者の心の安定を図る。
	若者の就労関係	いちかわうらやす若者サポートステーション (雇用労政グループ)	いちかわうらやす若者サポートステーション 047-395-3053 市川市宝2-10-18 火~土 10:00~17:00(日・月・祝日を除く)	若年者 (15歳から49歳)	×	◎	×	委託	若年者等就労支援事業 ・就労のための個別相談 ・就労準備セミナー
	障害相談	障害総合相談 (障がい者支援課)	電話:047-712-8517 月~金 8:45~17:15 住所:市川市八幡1-1-1		◎	◎	△	直営	・障害に関する相談や、障害福祉サービスの利用に関する相談に応じる。
		基幹相談支援センター「えくる」	・えくる大洲ステーション 電話:047-702-5588 FAX:047-702-5800 月~金 8:45~17:15 住所:市川市大洲1-18-1 (急病診療・ふれあいセンター3階) ・えくる行徳ステーション 電話:047-303-3074 FAX:047-303-3075 月~金 8:45~17:15 住所:市川市末広1-1-31 (市川市行徳支所内)	市内居住の障害のある方とその家族	○	◎	◎	委託	・障害の種類に関わらず生活の相談に応じ、一人ひとりに合わせたサービスの調整や、問題解決に向けた援助を行う。 ・電話により要予約
心の健康	こころの健康相談	電話相談:0800-000-5008 WEBメール相談:seap@workway.co.jp 面接相談:電話相談と同じ番号への電話予約が必要。	市内在住の方	◎	◎	×	委託	・電話相談は、通話料も相談料も無料。WEBメール相談は、3営業日以内の回答。通信費のみ自己負担。 ・専門の相談員がこころの悩みの相談に応じる。	
生活困窮	生活保護相談窓口 (生活支援課)	電話:047-383-9561 月~金 9:00~17:00 住所:市川市南八幡2-20-2	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長するための支援	
	市川市生活サポートセンター そら (生活支援課)	電話:047-704-0010 月~金 9:00~17:00 住所:市川市南八幡2-20-2	生活困窮者	◎	◎	◎	委託	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への支援	

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
市川市	児童虐待	子ども家庭支援センター (子ども家庭支援課)	電話 047-711-0679 住所 市川市八幡1-1-1 月～金 9:00～17:00	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	18歳までのお子さんに関する、子ども虐待の通報、相談窓口。 育児に悩んでいる方の相談にも対応し、相談内容に応じてサービスの提供や紹介を行う。
	DV	女性のためのあらゆる相談 (男女共同参画センター)	電話:047-323-1777 住所:市川市市川1-24-2 【女性相談員による一般相談・DV相談 【電話・面接相談】】 平日:9:00～16:00(12:00～13:00を除く) 土:9:00～12:30 ※電話相談は随時受付。面接相談は要予約。 【女性弁護士による法律相談【面接相談のみ】】 毎週水曜日:13:00～17:00 ※法律相談は1回30分程度。要予約。	女性	◎	◎	×	直営	・無料 ・相談は日本語のみ ・休館日(祝日・年末年始12/28～1/4・毎月最終火曜日)は閉室 ・女性が悩む様々な問題に対して、女性相談員による「一般相談・DV相談」、女性弁護士による「法律相談」を実施。
船橋市	不登校	教育支援室 (総合教育センター 教育相談班)	電話:047-422-7734 住所:船橋市東町834番 月～金 9:00～17:00 (祝休日、年末年始を除く)	市内在住の小・中・特別支援学校の児童生徒とその保護者及び教育関係者	◎	◎	×	直営	・心身についての悩みや学校生活への適応、家庭における養育やしつけ、学業、不登校などの電話相談、面接相談(要予約)を実施。 ・必要により臨床心理士による知能検査等を実施
	障害相談	ふらっと船橋 (障害福祉課)	電話:047-495-6777 FAX:047-495-6776 (メール)flat-funabashi@key.ocn.ne.jp 住所:船橋市海神1-31-31 ジュネス海神101号室 開所日は月曜日～土曜日の10:00～18:00 まで。それ以外の時間帯や日曜祝日年末年始は転送、留守番電話対応	担当エリア:以下の地区以外	◎	◎	○	委託	障害者や障害児の保護者、障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行う。
		テレサ会 (障害福祉課)	電話:047-469-3173 FAX:047-469-3198 (メール)h-isawa@asahicare.jp 住所:船橋市高根台3-15-5 3階 開所日は月曜日～金曜日の9:00～17:00	担当エリア:金杉、金杉町、金杉台、米ヶ崎町、芝山、新高根、高根町、高根台、夏見、夏見台、夏見町、緑台	◎	◎	○	委託	障害者や障害児の保護者、障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行う。
		ヴェルフ藤原 (障害福祉課)	電話:047-430-7836 FAX:047-430-3611 (メール)velf-soudan@engokai.or.jp 住所:船橋市藤原8-17-1 開所日は月曜日～金曜日の9:00～17:00	担当エリア:旭町、印内、印内町、葛飾町、上山町、北本町、行田、行田町、古作、古作町、西船、東中山、藤原、二子町、本郷町、前貝塚町、馬込町、馬込西、丸山、本中山、山手、山野町	◎	◎	○	委託	障害者や障害児の保護者、障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行う。
	心の健康	地域保健課 精神保健福祉係	電話:047-409-2859 住所:船橋市北本町1-16-55 月～金 9:00～17:00 (祝休日、年末年始を除く)		◎	◎	△	直営	・精神保健福祉相談(保健師・精神保健福祉士が、随時、電話・来所相談に対応) ・予約にて医師相談実施。
総合相談 生活困窮	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」 (地域福祉課)	電話:047-495-7111 住所:船橋市湊町2-8-11 船橋市役所別館1階 月～金(市役所開庁時) 9:00～17:00 (祝休日、年末年始を除く) ※上記住所・日時のほか、第3土曜日9:00～15:00、第5水曜日18:00～20:00にJR船橋駅前にあるフェイスビル5階相談室にて出張相談を実施しています。なお、出張相談は「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」への事前予約が必要となります。	市内在住で、課題が重複している方、どこに相談したらよいかわからない方、生活にお困りの方。	◎	◎	◎	委託	対象を限らないワンストップの相談窓口として、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持った相談員等が福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行う保健と福祉の総合的な相談窓口。 また、生活困窮者自立支援法に基づき、専門の相談支援員等がさまざまな事情で生活にお困りの方からの相談に応じ、相談者が抱える課題を把握するとともに、一人ひとりに合った支援計画を作成し、自立に向けた就労支援や家計相談支援、住居確保給付金の支給等を行う。	

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
船橋市	児童虐待	家庭児童相談室	電話:047-409-3469 住所:船橋市北本町1-16-55 船橋市保健福祉センター3階 対応時間:月～金 9:00～17:00 (祝休日、年末年始を除く)	18歳未満の 児童とその 保護者	◎	◎	◎	直営	児童虐待の相談、児童の養育など家庭 内の問題についての相談に応じる。
	非行 犯罪被害	青少年センター ・北部分室	相談専用電話:047-431-3749 (メール)soudandesu@city.funabashi.lg.jp 来所相談 月曜～金曜 午前9時～午後5時(受付4時) 本所:047-431-2315 北部分室:047-456-5110 (祝休日、年末年始を除く)	6歳(小学校 就学)から19歳 までの青少年と その保護者	◎	◎	◎	直営	指導主事や相談員が青少年の問題や悩 みについて、本人・保護者および学校関 係者等の来所相談、電話相談及び訪問 相談を実施。状況に応じて家庭、学校、 関係機関との連携を行う。
	DV	こども家庭支援課 女性支援係	電話:047-431-8745 月～金・第2土 9:00～16:00 (土は来所相談のみ) (祝休日、年末年始を除く) ※来所相談は要予約	女性	◎	◎	×	直営	婦人相談員が、DVを含む女性が抱える 様々な悩みごとの相談に応じる。
	ひとり親 家庭相談	児童家庭課	電話:047-436-2320 児童家庭課 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝休日、年末年始を除く) 母子・父子福祉センター(予約が必要です) 水曜日 午前9時～午後4時 フェイス5階(予約が必要です) 第2土曜日 午後1時～午後5時 第4水曜日 午後5時30分～午後8時 (年末年始を除く)	母子・父子・寡 婦	◎	◎	×	直営	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭 の生活・就労・貸付相談に応じます。
習志野市	不登校	総合教育センター 教育相談	電話:教育相談 047-475-8341 住所:習志野市東習志野3-4-4 9:00～17:00 月～金	主に小中学生 とその保護者 教職員	◎	◎	○	直営	教育相談員が、不登校や特別支援、学 校生活等、子育て等に関する相談を実 施。 状況により、訪問相談も実施。 青少年テレホン相談も実施。
	児童虐待	子育て支援相談室 (子育て支援課 子ども家庭総合支援 係)	電話:047-453-7322 月～金 8:30～17:00 住所:習志野市鷺沼2-1-1 習志野市役所市庁舎2階	18歳未満の児 童とその保護 者等	◎	◎	△	直営	家庭相談員等が児童の養育についての 相談及び助言、児童の施設入所の相 談、また児童虐待の相談等を実施。 必要により家庭訪問を実施。
	心の健康	女性の生き方相談 (男女共同参画 センター)	電話:047-453-9307 住所:習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼 市庁舎分室5階 1回40分 事前要予約 【相談日】 第1金曜日 13:30～15:10、16:00～19:40 第2・4火曜日、第3木曜日、第3金曜日 9:00～11:40、12:30～16:10	習志野市在住・ 在勤・在学の女 性	×	◎	×	その他	家族関係や夫婦問題、職場の人間関 係、自分自身の生き方など、女性が抱 える様々な悩みに専門のカウンセラーが相 談に応じます。
	生活困窮	生活相談課	電話:047-453-9205 月～金 8:30～17:00 住所:習志野市鷺沼2-1-1 (メール)seikatsu@city.narashino.lg.jp	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の 程度に応じて必要な保護を行い、健康で 文化的な最低限度の生活を保障するこ とにも、自立を助長する支援を実施しま す。
	生活困窮	らいふあっぷ習志野 (生活相談課)	電話:047-453-2090 月～金 9:00～17:00 住所:習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼6階 (メール)lifeup@jigyoudan.com	生活困窮者	◎	◎	◎	委託	生活に関する相談を幅広く受け付け、一 人ひとりの状況に応じて自立に向けた支 援計画を作成し、課題が解決するまで寄 り添って支援を行う総合相談窓口です。

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
習志野市	障がい者 相談	習志野玲光苑 ※身体障がい・知的障 がい (障がい福祉課)	電話:047-411-9616 FAX:047-411-9617 月～土 8:30～17:30(土曜日は12:30まで) 住所:習志野市屋敷4-6-6(東部保健福祉セン ター内)	市内居住の障 がいのある方と その家族	◎	◎	△	委託	障がいのある方やご家族からの相談や 悩みをうかがい、一緒に考えながら、情 報提供や助言、必要な福祉サービス のご案内や調整を継続的に行います。習 志野市からの委託を受けた社会福祉法 人が運営しています。
		旅人の木 ※精神障がい (障がい福祉課)	電話:047-475-7350 FAX:047-475-9670 月～金 9:15～18:00 住所:習志野市津田沼3-8-19 CasaSolare(カー サ ソラーレ)102	市内居住の障 がいのある方と その家族	◎	◎	△	委託	障がいのある方やご家族からの相談や 悩みをうかがい、一緒に考えながら、情 報提供や助言、必要な福祉サービス のご案内や調整を継続的に行います。習 志野市からの委託を受けた社会福祉法 人が運営しています。
		八千代地域生活支援 センター ※精神障がい (障がい福祉課)	電話:047-481-3555 FAX:047-485-3553 月、水～土 10:00～18:30(祝日は18:00まで) 住所:八千代市大和田322-18	市内居住の障 がいのある方と その家族	◎	◎	△	委託	障がいのある方やご家族からの相談や 悩みをうかがい、一緒に考えながら、情 報提供や助言、必要な福祉サービス のご案内や調整を継続的に行います。習 志野市からの委託を受けた社会福祉法 人が運営しています。
	ひきこもり	ひきこもり支援ステー ション (障がい福祉課)	電話:047-453-9206 FAX:047-451-6851(聴覚・言語障がい者専用) 住所:習志野市鷺沼2-1-1 月～金 8:30～17:00(祝日、年末年始を除く)	おおむね6か 月以上ひきこも りの状態にある 15歳～64歳 の方	◎	◎	◎	直営	ご自宅又は市役所で、ご本人やご家族 のお話を十分お聞きしたうえで、希望さ れる生活に向けて、継続的な支援を行 います。
八千代市	不登校	適応支援センター	電話:047-486-1019 住所:八千代市八千代台北8-9-12 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始除く	就学児童・生徒 の保護者	◎	◎	◎	直営	市内在住の不登校児童生徒の相談、カ ウンセリング、学習支援などを実施。指 導主事や相談員が学校生活、家庭生活 等に関する相談活動を実施。
		教育センター	電話:047-486-8866 住所:八千代市大和田138-2 月～金 9:00～16:00 祝日・年末年始除く	幼児、小学生、 中学生、高校 生、大学生(相 当年齢)とその 保護者	◎	◎	×	直営	幼児、小学生、中学生、高校生、大学 生とその保護者の家庭や学校での悩み(基 本的に小中学生及びその保護者を対象 としているが、受けた相談については、 上記まで対応、支援している)
		指導課	電話:047-481-0301 住所:八千代市大和田138-2 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く	八千代市立の 小・中・義務教 育学校に在籍 する児童・生徒 の保護者	◎	◎	×	直営	担当指導主事が、児童生徒の学校教育 全般における悩みについて相談・助言を 実施。
	発達障害	障害者支援課	電話:047-421-6741 FAX:047-483-2665 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く	発達障害のあ る方とその関係 者	◎	◎	○	直営	ケースワーカー・精神保健福祉士・保健 師等が、発達障害に関する医療や福祉 サービス制度の利用等の相談を実施。
	障害相談	障害者支援課	電話:047-421-6741 FAX:047-483-2665 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く		◎	◎	○	直営	ケースワーカー、精神保健福祉士、保健 師等が、障害者手帳等障害に関するこ と全般についての相談を実施。

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
八千代市	心の健康	女性サポート相談 【予約制】 (男女共同参画センター)	相談日:第1～第4水曜日(祝日・年末年始を除く) 相談時間:1回50分以内 ①10:00～ ②11:00～ ③13:00～ ④14:00～ (1年度原則5回まで) 予約専用電話:047-485-8800 受付日時:月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)	市内在住・在学・在勤の原則 18歳以上の女性	◎	◎	×	委託	専門の女性相談員が、女性が抱えるさまざまな悩みをお聞きし、解決へつなげる。
		障害者支援課	電話:047-421-6741 FAX:047-483-2665 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く	心の問題について相談したい方	◎	◎	○	直営	ケースワーカー、精神保健福祉士、保健師等が、精神保健福祉に関する医療や福祉サービス制度の利用等の相談を実施。
生活困窮	生活困窮	学務課	電話:047-481-0302 住所:八千代市大和田138-2 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く (メール)gakumu1@city.yachiyo.chiba.jp	八千代市の小・中・義務教育学校に在籍する児童・生徒の保護者	◎	◎	×	直営	経済的に就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食費等の援助を行う就学援助制度の相談・案内を実施。
		生活支援課	電話:047-421-6696 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く	生活保護受給者	◎	◎	◎	直営	ケースワーカーが生活保護に関する相談を実施する。困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに自立を助長するための支援を実施する。
		福祉総合相談室 (健康福祉課)	電話:047-421-6732 FAX:047-483-2665 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金8:30～17:00 祝日・年末年始除く	生活困窮者 (生活保護受給者は除く)	◎	◎	◎	直営	生活、仕事、健康、引きこもり、DV等、福祉の様々な困りごとの総合相談窓口。現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への支援を実施する。(生活困窮者自立支援制度の相談窓口)
		くらしサポートチーム ふらっと (社会福祉協議会)	電話:047-483-3021 FAX:047-486-9787 メール:team-flat@fukushi.yachiyo.chiba.jp ホームページ: http://www.yachiyosyakyo.jp/09_shakyo.php 住所:八千代市大和田312-5(市役所隣) 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始除く	生活困窮者 (生活保護受給者は除く)	◎	◎	◎	委託	生活困窮者自立支援制度の相談窓口。お金や仕事などの生活上の困りごとを抱える方、引きこもりなど社会的孤立状態にある方の相談をお聞きし、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行う。状況に応じて様々な対応が可能。支援内容についてはホームページに掲載。
児童虐待	子ども相談センター (子ども福祉課)	電話:047-421-6755 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始除く	18歳未満の児童とその家庭 (妊産婦を含む)	◎	◎	◎	直営	子ども家庭総合支援拠点として専門の相談員が子育て不安などの相談に応じ、児童虐待の通告窓口にもなっている。電話・訪問・面談による支援、専門機関の紹介等を実施。	
DV	福祉総合相談室 (健康福祉課)	電話:047-421-6732 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く	DV被害者等	◎	◎	△	直営	DVに関する相談を実施。	
教育相談	八千代市教育センター	電話:047-486-8866 住所:八千代市大和田138-2 月～金 9:00～16:00 祝日・年末年始除く	幼児、小学生、中学生、高校生、大学生(相当年齢)とその保護者	◎	◎	×	直営	幼児、小学生、中学生、高校生、大学生とその保護者の家庭や学校での悩み(基本的に小中学生及びその保護者を対象としているが、受けた相談については、上記まで対応、支援している)	
生活の乱れ	青少年センター	電話 047-483-2842 住所:八千代市大和田138-2 月～金9:00～16:00 祝日・年末年始除く	18歳以下(小学校から高校まで、又は有職もしくは無職)の者とその保護者	◎	◎	×	直営	センターの職員が相談を実施し、青少年の非行の未然防止・健全育成に努めている。	

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
浦安市	ひきこもり	ひきこもり相談 (社会福祉課)	電話:047-318-9500 浦安市北栄1-16-30-303 水・土 9:00~17:00 (メール)como.soudan@chiraku.com	概ね16歳以上の方とその家族	◎	◎	◎	委託	本人やその家族からの電話、来所による相談に応じ、訪問などの支援を行う。保健、福祉、教育、労働等の関係機関と連携し、問題解決に向けた支援を行う。
		青少年相談 (生涯学習部青少年センター)	電話:047-351-1152 月~金 10:00~12:00・13:00~16:00 (祝日・12/29~1/3を除く) 面談にも応じます(予約制) 住所:浦安市猫実1-1-1 メール相談はQRコードから	浦安市内に在住する小中学校の児童生徒とその保護者、家族	◎	◎	×	直営	公認心理師等の専門相談員が相談者本人もしくは保護者からの電話・来所相談を実施。関係機関との連携や他の専門機関の紹介等も実施。
		いちよう学級訪問相談 (指導課教育研究センター)	【いちよう学級猫実】 電話:047-351-1151 住所:浦安市猫実2-1-1 対応時間:月~金:10:00~17:00 【いちよう学級入船】 電話:047-711-2336 住所:浦安市入船5-45-1 対応時間:月~金:10:00~17:00	浦安市内に在住するひきこもり傾向のある小中学校の児童生徒とその保護者	○	○	◎	直営	心理的・情緒的・その他の要因によって、不登校傾向、ひきこもり傾向にある児童生徒及びその保護者を対象に、カウンセリングを実施。情緒の安定、自立心の確立を支援。
不登校	青少年相談 (生涯学習部青少年センター)	電話:047-351-1152 月~金 10:00~12:00・13:00~16:00 (祝日・12/29~1/3を除く) 面談にも応じます(予約制) 住所:浦安市猫実1-1-1 メール相談はQRコードから	浦安市内に在住する青少年及び青少年の保護者、家族	◎	◎	×	直営	公認心理師等の専門相談員が相談者本人もしくは保護者からの電話・来所相談を実施。関係機関との連携や他の専門機関の紹介等も実施。	
	いちよう学級教育相談 (指導課教育研究センター)	【いちよう学級猫実】 電話:047-351-1151 住所:浦安市猫実2-1-1 対応時間:月~金:10:00~17:00 【いちよう学級入船】 電話:047-711-2336 住所:浦安市入船5-45-1 対応時間:月~金:10:00~17:00	浦安市内に在住する小中学校の児童生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他適性に関すること等、個々の状況に応じて、児童生徒及びその保護者、教育関係者に対し、相談活動を通じた支援を実施。	
発達障害	浦安市子ども発達センター	電話:047-355-5242 月~金 9:00~17:00 住所:浦安市東野1丁目7番1号 浦安市総合福祉センター内	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	×	直営	初回面接相談を週2日(原則、水・木曜日)実施。実施に当たっては、事前の予約が必要。	
	青少年発達サポートセンター (障がい事業課)	電話・ファクス:047-316-1159 月~土 9:00~19:00 住所:〒279-0012 浦安市入船5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内 (メール)u-seisyounen@soracolor.org	発達障がいまたはその疑いのある学齢期~概ね25歳までの方とその家族	◎	◎	△	委託	社会性の向上を目指す療育支援、子ども・者・家族のニーズに応じた交流事業、学校生活・社会生活・就労等に関する総合的な相談支援などを行う。	
	発達障がい者等地域活動支援センター (障がい事業課)	電話:047-390-7700 住所:〒279-0042 浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設(東野パティオ)通所棟3F 対応時間:火~土 9:00~17:00	15歳以上で発達障がい等のある方、家族	◎	◎	△	委託	発達障がいに関する専門的な相談支援を行う。	
心の健康	健康増進課成人保健係	電話:047-381-9059 月~金 9:00~16:00(祝日・年末年始除く) 住所:浦安市猫実1-2-5 健康センター1階		◎	◎	◎	直営	精神面での相談支援を保健師が実施。相談内容がより専門的な場合には、専門機関との連携支援、または関係機関につなぐ等の支援を行う。	

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
浦安市	生活困窮	社会福祉課	電話:047-712-6856 月～金 8:30～17:00 住所:浦安市猫実1-1-1 (メール)shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する支援を実施する。
		総合相談窓口 (社会福祉課)	電話:047-712-6856 月～金 9:00～17:00 住所:浦安市猫実1-1-1 (メール)shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	相談支援員等が、生活困窮者の相談に応じ、相談者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個人の状態にあった支援計画の作成等を行う。
	児童虐待	こども家庭支援センター (家庭児童相談)	電話:047-350-7867 月～土 9:00～17:00 住所:浦安市猫実1-2-5 健康センター地下1階	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	子ども家庭支援員がこどもと家庭に関する様々な家庭児童相談、児童虐待相談の対応を行っている。内容により、関係機関や専門機関と連携している。
	非行 犯罪被害	青少年相談 (生涯学習部青少年センター)	電話:047-351-1152 月～金 10:00～12:00・13:00～16:00 (祝日・12/29～1/3を除く) 面談にも応じます(予約制) 住所:浦安市猫実1-1-1 メール相談はQRコードから 	浦安市内に在住する青少年及び青少年の保護者、家族	◎	◎	×	直営	公認心理師等の専門相談員が相談者本人もしくは保護者からの電話・来所相談を実施。関係機関との連携や他の専門機関の紹介等も実施。
	DV	こども家庭支援センター (婦人相談)	電話:047-351-7698 月～土 9:00～17:00 住所:浦安市猫実1-2-5 健康センター地下1階	婦人	◎	◎	△	直営	婦人相談員がDV相談や支援を行う。
	総合相談	人権相談 (多様性社会推進課)	【受付】047-712-6803 月～金 8:30～17:00 住所:浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館 2階 【相談日】 原則、毎月第2月曜日 13:00～15:00	人権について相談したい人	×	◎	×	その他	要事前予約 学校や職場でのいじめ、近隣トラブル、暴力・虐待などの相談について、人権擁護委員が対応し、問題解決に向けてアドバイスを行います。
		女性のための相談 (多様性社会推進課)	【受付】047-712-6803 月～金 8:30～17:00 住所:浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館 2階 【相談日】 月・火・木曜日 10:00～16:00 (※14:30～20:00の場合あり)	浦安市内に住・在勤・在学の女性	×	◎	×	委託	要事前予約 自分自身の生き方、男女・夫婦・家族のこと、職場での人間関係や暴力など、女性が抱えるさまざまな問題について、専門の相談員が相談に応じます。
		女性のための法律相談 (多様性社会推進課)	【受付】047-712-6803 月～金 8:30～17:00 住所:浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館 2階 【相談日】 毎月2回 10:00～15:30	浦安市内に住・在勤・在学の女性	×	◎	×	その他	要事前予約 離婚や親権、DV、ストーカー、セクハラなど、法的な解決が求められる女性のかかえる問題に、女性弁護士が応じます。
		基幹相談支援センター	電話:047-304-8822 ファックス:047-304-8833 月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00 窓口対応時間外 電話:070-5544-2517 住所:〒279-0012 浦安市入船5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内 (メール)tomo-soudan3@patomo.jp	障がいのある方	◎	◎	◎	委託	障がいのある方の日常生活の悩みや不安、福祉サービスに関する情報提供や利用援助、専門機関の紹介や同行等を行います。個別のご相談のほか、家族の方や関係機関の方からのご相談にも応じます。